

(毎週火、金曜日発行(但休日には当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可)

鳥取県公報

目 次
◇告示 結核予防法の規定に基づく定期外健康診断の実施
◇選管告示 選挙管理委員会の招集

告 示

鳥取県告示第四百六十六号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第五条の規定に基づく定期外健康診断を次のとおり実施する。

昭和三十三年十月三日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 健康診断を受けるべき者

1 食品衛生法第二十一条の規定により、知事の認可を受けて営業をしている者及びその従業者

2 鳥取県調理士条例第四条の規定による調理士で、調理に従事している者

3 旅館業法第三条の規定により、知事の許可を受けて営業をしている者及びその従業者

4 あんま師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法第二条の規定により、知事の行う試験に合格しその業をしている者

二 健康診断の実施期日

昭和三十三年十月二十七日から昭和三十三年十一月二十五日まで

三 検診の場所

浜村保健所

四 健康診断の実施区域

浜村保健所管内一円

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四十三号

